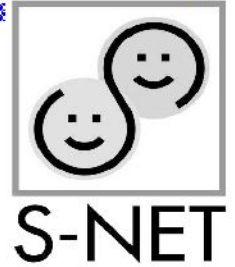


KSK湘南ふくしネットワーク オンブズマン (新聞)

SNET広報33号

編集責任者：NPO法人湘南ふくしネットワークオンブズマン 藤本 直也
事務所：〒253-0043 神奈川県茅ヶ崎元町5-22 永井ビル3階
電話・FAX：0467-85-6660 直通電話：090 4937 4904 定価 30円
ホームページ：http://www.npo-snet.com e メール：info@npo-snet.com



< 理事長挨拶 >

盛夏の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

昨年度は、横須賀・三浦保健福祉圏域の施設との契約を行わないことを決断致しました。それは湘南東部保健福祉圏域に活動を集約し、改めて契約施設との協働型の再構築を目指した年でした。したがって地域の社会資源との連携を強化した活動を目指す体制を問われた年度でもありました。

そのため、昨年度より社会福祉法人翔の会が運営するケアホームについて、今まで不特定な担当者による年2回の訪問から、定まった担当者が3ヶ月に1回の定期訪問に変わりました。

そのことで、ケアホームにおけるさまざまな生活支援の課題を利用者の方々の声から教えていただけるようになり、翔の会とのネットワーク会議で意見交換するようになりました。またケア会議にも積極的に参加するなど、利用者の権利擁護に努めています。

次に、茅ヶ崎市からの委託継続の成年後見支援センターの運営は、高齢者の虐待に加え、障がい児者の虐待に関する相談など、成年後見関連以外の相談も入ってきており、「成年後見制度」という枠では対応できなくなってきました。

そのため、昨年度は「かながわボランティア活動



推進基金21」の「ボランティア活動補助金」に『アウトリーチ型よりそい相談・支援事業』の企画による申請を行い、最終審査を無事に通ることができました。今年度はこの新しい事業を展開し、「よりそう」という意味を明らかにしていきます。

昨年度は法人後見を行う決断をするにあたり、そのきっかけとなったAさんが亡くなりました。Aさんは、生きることを拒まれるように「ごみ屋敷」同然の借家から発見されました。まだ市長申し立ても行われていなかったときに茅ヶ崎市より法人後見を依頼され、受任することになりました。10年間の後見活動により、私たちに「後見人」の身上監護の意味をたくさん教えていただきました。今年度の法人後見事業は、昨年度から引き続き、障がいのある方の親族との複数補助、高齢の方1名の任意後見監督人の任意後見人の解除に伴う成年後見、そして市長申し立てによる障害を持った方1名の成年後見を行っていきます。

今後も誰もが安心して、自分らしく生きることのできる地域を皆さんと一緒に創っていきたいと思います。ご支援の程よろしくお願い致します。

2013年7月

特定非営利活動法人

湘南ふくしネットワークオンブズマン

理事長 藤本直也



選挙権訴訟による公職選挙法改正

副理事長 相川 裕 弁護士

ついこの前の選挙まで、成年後見人が付いている人(成年被後見人といいます)は選挙権を行使できませんでした。公職選挙法11条が次のような規定になっていたためです。

「第十一条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。一 成年被後見人 二 (以下略)」

この規定により、それまで投票に行くのを楽しみにしていたのに成年後見人が付いたことで選挙に行けなくなった茨城県牛久市のダウン症の女性Nさん(48歳)が、公職選挙法の上記の規定は、憲法の定める普通選挙や法の下の平等の規定に反して無効であるとして、選挙権を有することの確認を求めて裁判を起しました。Sネットのオンブズマンである大石弁護士も、Nさんの代理人としてこの裁判に関わりました。

平成25年3月14日の東京地裁の判決は、新聞・テレビ等で大きく報道されたように、上記の公職選挙法の規定が成年被後見人の選挙権を一律に制限していることにつき、選挙権の行使を制限しなければならない「やむを得ない」事由があるとは認められず無効であるとして、Nさんの選挙権を認めました。(この訴訟の本質的な意義などについては、広報32号の大石さんのレポートを是非お読み下さい。)



国は、この判決を不服として控訴したものの、平成25年5月27日、上記の公職選挙法11条1項1号の規定(「一 成年後見人」という部分)を削除することなどを内容とする改正案が国会で可決成立しました。この改正法は6月30日に施行され、これにより、

7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は選挙権・被選挙権を有することとなりました。Nさんをはじめとする全国に約13万6400人(読売新聞の報道による)いる成年被後見人の方々が、晴れて今度の参議院選挙に投票できることになったのです。

改正公職選挙法は、不正投票防止のため、文字が書けない人に代って候補者名を記入できる補助者を投票所にいる市区町村職員らに限定することを義務づけるとともに、病院などで行われる不在者投票の際には、市区町村選管が選定した立会人を付けることなど、公正確保のための努力規定も盛り込みました。

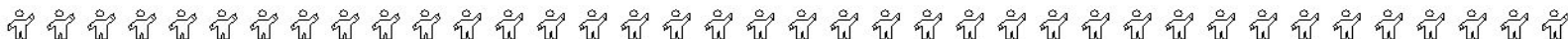
成年被後見人の方々が、主権者として自分たちの代表者を決める選挙に一票を投じることができるようになったことは、大きな一歩だと思います。

選挙権が行使できるということは、自分が有権者の一人としてこの国や自分の住む自治体の政治に関わっていることを自覚することに繋がります。

また、これによって選挙の候補者が、成年被後見人の方々の持つ市民としてのニーズを無視したり軽視したりできなくなるという意味もあります。

成年被後見人の方々の数を結集すれば、成年被後見人の権利の拡充に取り組む政治家が出てくるのではないのでしょうか。

そのためには、単に成年被後見人の方々に選挙権を認め、不正投票防止のための工夫をするだけではたりません。



Nさんは、成年被後見人になる前、投票に行くのを楽しみにしていたと書きましたが、Nさんは、選挙のたびにご両親や弟さんと、どの候補者がよいかなどを話し合っていたそうです。

知的障害や認知症などで成年被後見人となった方々が選挙権を行使するには、投票所へのアクセスなどの物理的なバリアフリーは当然必要ですが、それだけでなく、どの候補者がどのような政策を主張しているか、現職であれば実際にどのような実績があるのかといった、誰に投票するかを判断するために必要な情報にアクセ

スしやすくすること(情報のバリアフリー)がとて重要になります。

以前、障害者の施設で、候補者に施設に来てもらい、利用者の人たちに分かりやすいように演説会をしてもらっているというお話を伺ったことがあります。

成年被後見人の方々が自分で判断して投票できるように、湘南の地においても情報のバリアフリーを実現する様々な工夫がされることと期待しています。



しょうがいしゃさべつかいしょうほう せいりつ
障害者差別解消法が成立しました

6月28日に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が、通常国会で可決成立し、2016年に施行となりました。

障害者基本法の第4条で「差別の禁止」を謳っていますが、それを具体的にあらわす個別法として定められ、行政機関や事業者が障害を理由とする差別的取り扱いの禁止を義務付け、また、社会的障壁の除去についての合理的配慮を行うことを行政機関に義務付け、民間事業者には努力義務を課しました。

昨年改正された障害者基本法に新たに盛り込まれた「合理的配慮」については、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の**意思表示があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは**、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮をしなければならない。」としています。

つまり、本人からの申し出がなければ配慮しなくてもよいということになります。必要な合理的配慮は、人それぞれに異なりますが、自分の権利を主張することが難しい人たち、差別を受けた時に、これは「差別だ!」と訴えることが難しい人たちにとっての合理的配慮はどうなるのでしょうか。

したがって、自ら訴えることが難しい障がいのある人への権利擁護の支援が必要不可欠となります。差別ということを認識し、それを自ら訴えていくことを支援していく仕組みや人、また差別という声をしっかりと聴き、代弁していく仕組みと人が必要です。

この障害者差別解消法では、何が差別に当たるのかという「物差し」になるものは明らかにされていません。これから、国、地方公共団体、公的機関は、差別の解消の推進に関する基本方針を策定し、障害のある人の権利利益を侵害しないように、障害者やその関係者の意見を反映させて「対応要領」を作成し、公表することとしました。また、事業者には事業分野別の指針(ガイドライン)を策定するとしています。さらには期待されていた「簡易迅速な紛争解決の仕組みなどの法的な保護の仕組み」を新たに設けることは無く、既存の相談、紛争解決の制度の活用と充実とされています。行政からも事業者からも独立した第三者性のある相談機関、救済機関の創設が望まれます。

差別の物差しを明確にしていくこと、また合理的配慮の具現化が求められます。それには障がい当事者が差別の声をあげ、差別の事例を顕在化し、国民的な議論を積み重ねていくことが求められています。



2013年度（第13回） NPO法人総会報告

2013年6月15日（土）に2013年度の総会を開催いたしました。

総会では、2012年度の事業報告、決算報告（表.1参照）及び監査報告と2013年度の事業計画、予算案が説明され、いずれも承認されました。

表1 2012年度 収支決算書

. 収入の部	
項 目	金 額
1. 事業収入	7,107,451
2. 賛助会員収入	144,000
3. 寄付金	144,362
4. 雑収入	16,000
5. 前年度繰越金	2,384,731
合 計	9,796,544
. 支出の部	
項 目	金 額
1. 事業費	6,550,258
2. 管理費	1,197,302
3. 租税公課	70,000
4. その他	26,668
支出 計	7,844,228
5. 次期繰越金	1,952,316
合 計	9,796,544

新オンブズマン自己紹介！ もちづき たかゆき 望月 隆之

2003年4月。当時大学四年生だった私は、2か所の通所施設を担当するオンブズマンになりました。ボランティアでもない、実習生でもない、“オンブズマン”という役割が、私にとってとても新鮮なものでした。相談支援の経験がほとんどなかった私が、唯一できたことは「利用者さん一人ひとりの声に必死に耳を傾けること」でした。今思えば私自身が未熟だったからこそ、目の前にいる利用者さんのことを理解しようと努めていたように思います。

それから縁あって福祉現場の職員となり、社会福祉士も取得しましたが、専門性を高めていくことで、果たして利用者さんの本当の声をどこまで聴くことが出来たのでしょうか。“相談慣れ”することで、相談を受けることがあたりまえになり、利用者さんの何気ないつぶやきや心の声、小さな変化への気づきなどは弱くなってしまっているようにも感じます。そういう意味では、“目の前にいる利用者さんを理解しようとする姿勢”は、専門職となった今だからこそ、大切にしなければならない基本的姿勢であると感じました。そしてその原点が湘南ふくしネットワークオンブズマンの活動そのものなのです。

自分自身の“福祉の原点”を見つめ直す意味も込めて、改めて4月からSネットに加入させていただきました。今後は後見活動も積極的に行っていきたいと思い、無理をお願いして、入所施設1か所と法人後見1件に関わらせていただくことになりました。まだまだ学ばなければならない“未熟者”であることに気づかされる毎日です。どうぞよろしくお願ひいたします。

賛助会員入会のお願い

私たちは、ノーマライゼーション社会の実現を目指し、権利擁護活動を行っています。
賛助会員としてご入会いただき、私たちの活動をご支援くださいますようお願い申し上げます。

賛助会員会費 ・個人 年額 一口 1,000円（一口以上）
・法人 年額 一口 5,000円（一口以上）

ご入会の方法：郵便振替書により下記口座へ会費をお振込みください

郵便振替口座番号：00210-9-75496

口座名義人：NPO法人 Sネットオンブズマン

